

～ 相続の基礎  
「相続」を学ぼう!! ～

# 贈与税の非課税特例 ①住宅取得等資金の贈与



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

# 1. 住宅取得等資金の贈与における非課税措置とは？

父母、祖父母から子、孫への『居住用の住宅取得等資金』を贈与する場合、一定の要件のもと、贈与税が非課税となる制度です。

平成27年1月～平成33年12月末



**贈与者**  
父母  
祖父母 など

**住宅取得等資金※の贈与**



**受贈者**  
子・孫 など

**住宅  
取得等**

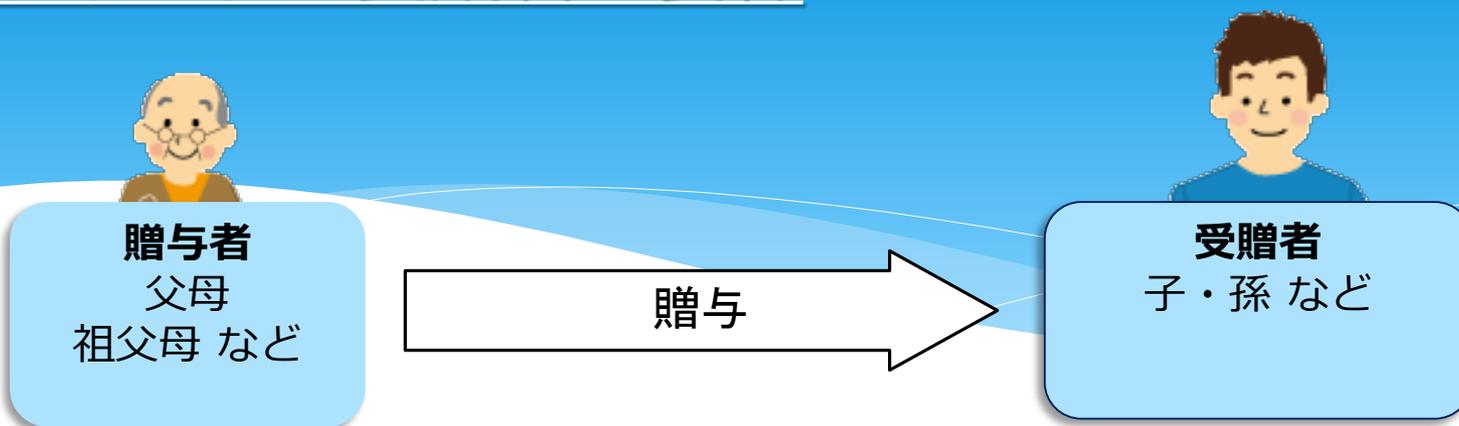
※**住宅取得等資金**とは…

自己の居住用に供する住宅家屋等の**新築、取得**  
**または増改築等**で一定の要件を満たすもの。



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年7月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

## 2. ポイント1:受贈者の要件



受贈者＝贈与を受ける人が、

◎20歳以上のお子様・お孫様等であること

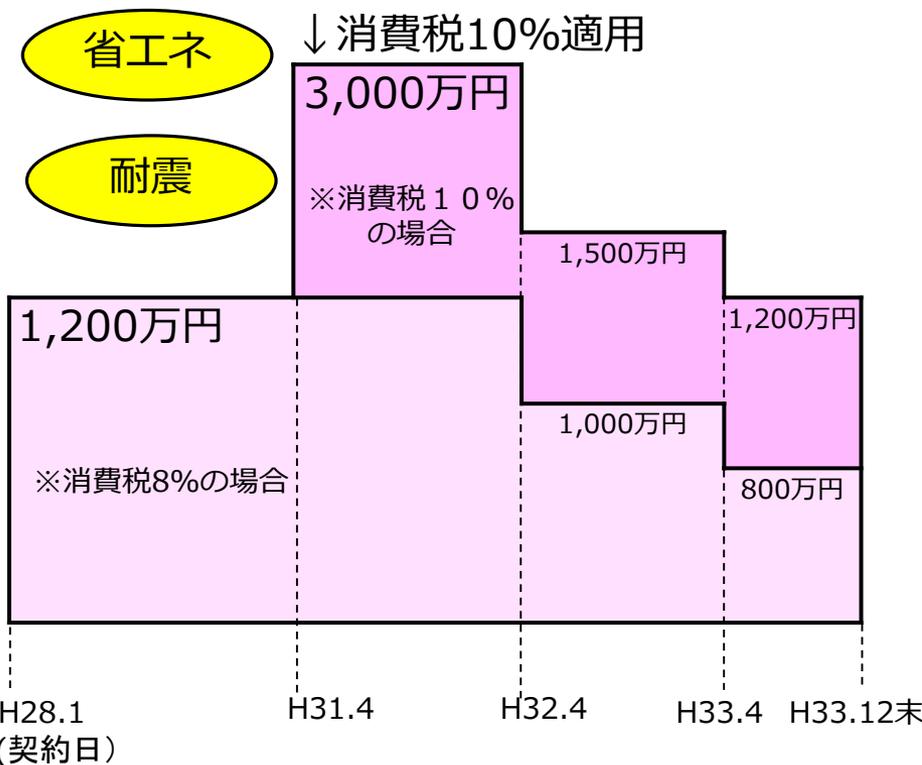
※その年の1月1日現在

◎合計所得金額が2,000万円以下であること

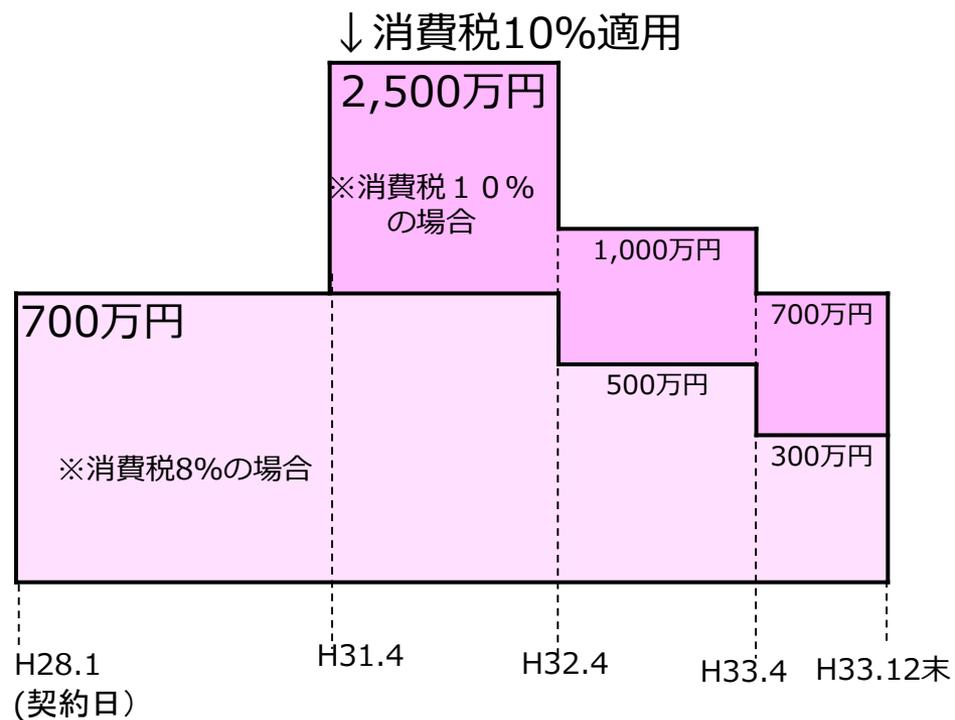
### 3. ポイント2：非課税限度額について

住宅取得等資金贈与の非課税限度額は、「取得する住宅用家屋」「契約日」「適用される消費税率」によって異なります。消費税率の引上げ時期の変更に伴い、適用時期が変更されました。

《良質な住宅用家屋の場合》



《一般住宅用家屋の場合》



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年7月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

## 4. ポイント3：資金、居住等の要件

- (1) 贈与年の翌年3月15日までに全額を充てて住宅用の家屋の新築、取得、増改築等を行うこと。
- (2) 贈与年の翌年の3月15日までにその家屋に居住または遅滞なく居住※することが確実と見込まれること。  
(※贈与年の翌年の12月31日までに住居)
- (3) 住宅取得等資金の贈与の特例を適用するためには、税務署へ贈与税の申告が必要となります。

※非課税限度額を超える金額は、暦年課税または、相続時精算課税制度により課税。



### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会